

県北家畜保健衛生所 B S E 検体輸送業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する県北家畜保健衛生所 B S E 検体輸送業務（以下「輸送業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 輸送業務の場所

(1) 検体輸送元は、

那須塩原市千本松 8 0 0 - 3 栃木県県北家畜保健衛生所とする。

(2) 検体輸送先は、

宇都宮市平出工業団地 6 - 8 栃木県県央家畜保健衛生所とする。

2 輸送物件

B S E 検体在中保冷箱 (27 cm × 43 cm × 30 cm) 一回通常 1 箱

3 輸送者

業務執行者（輸送者）は乙の定める社名及び氏名入りの制服等を着用すること。

4 契約期間

令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から令和 5 (2023) 年 3 月 3 1 日まで

5 輸送業務日及び時間等

(1) 業務日は、祝祭日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）を除く毎週月曜日から金曜日までとする。計 2 4 3 日間（別紙輸送業務年間日程表による）。

ただし、甲は平日に輸送する検体がない場合、休日に輸送したい検体がある場合は前日 1 6 時までに乙に連絡する。この場合、輸送業務年間日程の調整を行うことがある。

(2) 甲が乙に検体を依頼する時間は、午後 3 時とする。

ただし、緊急を要する場合には、この限りではないものとする。

乙は、当日午後 5 時までに県央家畜保健衛生所へ配達を行う。

また、乙は県央家畜保健衛生所へ検体輸送箱を配達した際に、前日に配達した検体輸送箱を集荷し、翌日（翌日が土日祭日の場合は次の集荷日）に県北家畜保健衛生所へ輸送する。

6 報告

乙はその月の業務完了後、当月分業務実績報告書を作成し、翌月 1 0 日までに甲に提出するものとする。

7 危険及び損害の防止

(1) 輸送業務の実施に当たっては、甲の執務に支障をきたさないようにする。

(2) 輸送業務の実施に当たっては、建物、工作物、物品等をき損しないようにする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙が契約金額の範囲内で実施するものとする。